

様式第十二

認定経営資源再活用計画の内容の公表

1. 認定をした年月日 平成23年12月22日
2. 認定事業者名 花巻温泉株式会社

3. 認定経営資源再活用計画の目標

(1) 経営資源再活用に係る事業の目標

花巻温泉株式会社（以下、「旧花巻温泉」という。）は、新会社（以下、「新花巻温泉」という。）を設立し、「佳松園」、「ホテル千秋閣」、「ホテル紅葉館」、「ホテル花巻」のホテル4館の一切の事業（以下、「花巻温泉事業」という。）を「新花巻温泉」に分割承継させることで、「旧花巻温泉」の経営資源を効率的に活用することを目標とする。

「旧花巻温泉」は、大正12年8月に台温泉からの引き湯にて開業、昭和2年に法人化された老舗であり、現在では「佳松園」、「ホテル千秋閣」、「ホテル紅葉館」、「ホテル花巻」の4館を中心に、秋田県鹿角市にて「ホテル鹿角」を営業している。

「旧花巻温泉」は、バブル期における過大な設備投資に起因する多額の有利子負債に伴う金利負担や、旅行スタイルの変化に伴う売上高の減少から、足元の業績は経営努力により改善しつつあるものの、赤字体質にある。

しかしながら、「旧花巻温泉」が運営する花巻温泉事業は、ホテル4館合計約450室と岩手県を代表する収容能力を誇り、個人、団体を問わず多様なお客様ニーズに対応できる東北地区有数の事業施設である。実際、ご利用いただいたお客様からも高い評価をいただいている。本計画により財務の健全化を実現すると共に、施設の一体運営による効率的なオペレーション体制の構築や、「新しい情報端末やソーシャル・ネットワーキングを活用した着地型旅行商品の造成・販売」などの革新的な営業展開を図ることができれば、事業の継続的かつ安定的な運営が可能となり、ひいては地域の観光産業活性化や雇用の場創出にも貢献できるものと期待される場所である。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

平成25年度には平成22年度に比べて、有形固定資産回転率を235.5%向上させることを目標とする。

4. 認定経営資源再活用計画に係る経営資源再活用の内容

(1) 経営資源再活用に係る事業の内容

① 「新花巻温泉」に分割承継される事業＝「花巻温泉事業」

② 選定理由

「花巻温泉事業」は、修学旅行や大型一般団体、インバウンド等の団体客受入れから、高級志向の個人客まで、年齢・性別・国籍を問わず、これまで幅広いお客様を受け入れており、お客様からもサービス面で高い評価をいただいている。施設の有する潜在的な集客力を十分に発揮するためには、過去に積み上がった過大な有利子負債負担の軽減が不可欠であり、そのための手法として事業を過去のバランスシートと切り離し、潜在力を発揮できる環境で事業展開を図りたいと考えるものである。

③経営資源の有効活用の方策

(会社分割)

「旧花巻温泉」は、平成 24 年 3 月を目途に「花巻温泉事業」を、「新花巻温泉」に分割承継する。

<分割会社>

名称：花巻温泉株式会社
住所：岩手県花巻市湯本 1-125
代表者の氏名：代表取締役 今井 洋一
資本金：96,000,000 円

<分割承継会社>

名称：「新花巻温泉」(仮称)新花巻温泉株式会社
住所：岩手県花巻市湯本 1-125
代表者の氏名：代表取締役 未定
資本金：10,000,000 円
分割資産の内容：「花巻温泉事業」を運営するために必要な棚卸資産、固定資産、及び借入金の一部

(建物取得)

「新花巻温泉」は、「花巻温泉事業」を運営するにあたり、国際興業株式会社が所有する佳松園の建物を取得する。譲受代金については自己資金での対応を予定。

<譲渡会社>

名称：国際興業株式会社
住所：東京都中央区八重洲 2 丁目 10 番 3 号
代表者の氏名：代表取締役社長 小佐野隆正
代表取締役副社長 三浦 哲也
資本金：100,000,000 円

<譲受会社>

名称：「新花巻温泉」(仮称)新花巻株式会社
住所：岩手県花巻市湯本 1-125
代表者の氏名：代表取締役 未定
資本金：10,000,000 円
譲受資産の内容：佳松園の建物及び付属設備

(事業革新)

「旧花巻温泉」は、これまで旅行代理店経由、修学旅行等の団体客が中心で、一般個人客の取込みが不十分であった。よって、以下の取組みと施策を推進することにより、既存事業に新機能・組織を立上げ、地域・地元への新たな需要を開拓し、これまで以上に集客力の強化を図りたい。

1. ホテル事業と関係・連動する旅行業登録(第二種旅行業申請)による新商品企画造成機能の付加

新たに旅行業登録し、当該ホテルに宿泊した顧客が周辺観光施設ならびにイベントへの参加を容易に可能とする手段・商品を提供し、現状の「一泊二食・団体旅行客型」の提供サービスから、東北・岩手県の観光資源を周遊観光する「二泊三日以上の滞在型」提供サービスを実現する。

従来のホテル・宿泊業という「点」でのサービス構造から、旅行業を兼ねる「面」による積極的、多層的なサービス構造へ進化し、顧客の観光行動にサービス提案できる「観光提案型」を追求し、多様化する顧客の観光需要に対応していく。

2. 地域観光資源と現地発着型観光商品の造成を行う新たな組織の発足 社内に新組織を発足し、本組織が、東北・岩手県観光域内の企業や観光協

会、農協・漁協などと戦略的、実践的な連携を図り、顧客の多様な需要に対応する観光資源の整備を推進する。さらに中小企業や個人にも地域の魅力強化・創出のアイデアや支援を依頼要請し、地域・地元と一体化した現地発着型観光商品造成を実現する。

地域・地元と一体化した現地発着型観光商品は、観光客と地域・地元の人々が積極的に交流する機会の提供と考え、人と人の結びつきを深く洞察し、感動体験が（観光客と地域・地元の人と）共有化できる仕組みを構築する。実現のための手段の一つとして、インターネットによるソーシャルネットワークサービス（仮想上の社会的ネットワーク）を活用し、東北・岩手県の魅力的な観光資源や地域・地元の人との交流、当社の事業革新など情報を幅広く、継続的にマーケット（市場）に提供していく。

さらに、「観光客と地域・地元の人との感動体験の共有」がチェーン化（数珠つなぎり化）して新たな顧客創造・顧客の掘り起こしとなる「誘客化」を促進し、地域・地元観光振興の一部として当社の集客強化を実現する。

上記の新商品の売上高を、平成 25 年度の全売上高の 1.5%とすることを目標とする。

- (2) 経営資源再活用を行う場所の住所
岩手県花巻市湯本第 1 地割 125 番地
「新花巻温泉」が営業する各施設
（「佳松園」、「ホテル千秋閣」、「ホテル紅葉館」、「ホテル花巻」）
 - (3) 経営資源再活用を実施するための措置の内容
別表 1 のとおり
5. 経営資源再活用の開始時期及び終了時期
開始時期：平成 23 年 12 月（予定）
終了時期：平成 26 年 3 月
6. 経営資源再活用に伴う労務に関する事項
- (1) 経営資源再活用の開始時期の従業員数
「旧花巻温泉」 0 名
「新花巻温泉」 370 名
 - (2) 経営資源再活用の終了時期の従業員数（平成 26 年 3 月末）
「新花巻温泉」 370 名
 - (3) 経営資源再活用に充てる予定の従業員数
370 名
 - (4) (3) 中、新規に採用される従業員数
50 名
 - (5) 経営資源再活用に伴い出向または解雇される従業員数
出向予定人員数 なし
転籍予定人員数 なし
解雇予定人員数 なし

別表 1

1. 経営資源再活用の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>他の事業者からの事業の承継</p> <p>会社の分割</p>	<p>「新花巻温泉」は花巻温泉株式会社から花巻温泉事業を分割承継する。</p> <p>①分割会社 名称：花巻温泉株式会社 住所：岩手県花巻市湯本第1地割125番地 代表者：代表取締役 今井 洋一 資本金：96,000,000円</p> <p>②分割承継会社 名称：「新花巻温泉」（仮称）新花巻温泉株式会社 住所：岩手県花巻市湯本第1地割125番地 代表者：代表取締役 未定 資本金：10,000,000円</p> <p>③分割資産の内容 花巻温泉事業を運営するために必要な棚卸資産及び固定資産</p> <p>④会社分割日 平成24年3月1日（予定）</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項（認定経営資源再活用計画に基づき行う登記の税率の軽減）</p>
<p>事業に必要な資産の譲受け</p>	<p>「新花巻温泉」は国際興業株式会社から、佳松園の建物を譲受ける。</p> <p>①譲渡会社 名称：国際興業株式会社 住所：東京都中央区八重洲2丁目10番3号 代表者：代表取締役 小佐野隆正 代表取締役 三浦 哲也</p> <p>②譲受会社 名称：「新花巻温泉」（仮称）新花巻温泉株式会社 住所：岩手県花巻市湯本第1地割125番地 代表者：代表取締役 未定</p> <p>③譲受資産の内容 所在及び地番：花巻市湯本第1地割125番地2 家屋番号 125番2の1 種類・構造 旅館 鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺5階建 床面積 合計10757.55㎡</p> <p>④建物譲渡期日 平成24年3月1日（予定）</p>	<p>租税特別措置法第80条第1項（認定経営資源再活用計画に基づき行う登記の税率の軽減）</p>

2. 任意的記載事項の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>事業革新 (新商品の開発)</p>	<p>以下の取組みと施策を推進することにより、既存事業に新機能・組織を立上げ、地域・地元への新たな需要を開拓し、これまで以上に集客力の強化を図りたい。</p> <p>1. ホテル事業と連係・連動する旅行業登録(第二種旅行業申請)による新商品企画造成機能の付加</p> <p>新たに旅行業登録し、当該ホテルに宿泊した顧客が周辺観光施設ならびにイベントへの参加を容易に可能とする手段・商品を提供し、現状の「一泊二食・団体旅行客型」の提供サービスから、東北・岩手県の観光資源を周遊観光する「二泊三日以上の滞在型」提供サービスを実現する。</p> <p>従来のホテル・宿泊業という「点」でのサービス構造から、旅行業を兼ねる「面」による積極的、多層的なサービス構造へ進化し、顧客の観光行動にサービス提案できる「観光提案型」を追求し、多様化する顧客の観光需要に対応していく。</p> <p>2. 地域観光資源と現地発着型観光商品の造成を行う新たな組織の発足</p> <p>社内に新組織を発足し、本組織が、東北・岩手県観光域内の企業や観光協会、農協・漁協などと戦略的、実践的な連携を図り、顧客の多様な需要に対応する観光資源の整備を推進する。さらに中小企業や個人にも地域の魅力強化・創出のアイデアや支援を依頼要請し、地域・地元と一体化した現地発着型観光商品造成を実現する。</p> <p>地域・地元と一体化した現地発着型観光商品は、観光客と地域・地元の人が積極的に交流する機会の提供と考え、人と人の結びつきを深く洞察し、感動体験が(観光客と地域・地元の人と)共有化できる仕組みを構築する。</p> <p>実現のための手段の一つとして、インターネットによるソーシャルネットワークサービス(仮想上の社会的ネットワーク)を活用し、東北・岩手県の魅力的な観光資源や地域・地元の人との交流、当社の事業革新など情報を幅広く、継続的にマーケット(市場)に提供していく。さらに、「観光客と地域・地元の人との感動体験の共有」がチェーン化(数珠つながり化)して新たな顧客創造・顧客の掘り起こしとなる「誘客化」を促進し、地域・地元観光振興の一部分として当社の集客強化を実現する。</p>	